
あなたに共謀罪が適用されたら、その時はどうする？

「ブッ飛ばせ！共謀罪」百人委員会

7月11日午前0時に、共謀罪法は施行されます。

共謀罪法批判とともに、これからは、具体的に適用された場合のことを考えておかなければなりません。

もちろん、裁判になった時には、共謀罪法の違憲性を主張し、立法過程における国会法56条の3に認められている「中間報告」制度にも違反していることも強く主張しなければなりません。

そこで、捜査の基礎をQ&Aでまとめてみました。

Q1

警察から「事情を聞きたい」などと言われた時に、どのように対応すればよいのですか。応じなくてはいけないのですか。

A1

警察が「事情を聴きたい」というのは、どういう場合が想定されるでしょうか？

本人だけの単独の「聴取」という場合はないようです。

これまでの経験では、現場に居合わせた人に対して、事後的に「参考人」「被疑者」として呼び出しをかけてくるというのが通例でしょう。

このような場合、警察の要請に応じる必要はありません。

「共謀罪」捜査で、考えなければいけない事態は、大きな闘いを前にした事前の「抑止・規制」の口実にしていくことだろうと思います。対処方針は、拒否であり、担当弁護士を確保して相談しながら、暴露・反撃を強めていくことに尽きます。

Q2

もし応じてしまった場合には、どのようなことに注意したらよいのですか。

A 2

「応じてしまった場合」という想定も、それが「萎縮効果」につながるというものならばねのけていく必要があります。また、弁護人の選任を強く要求しましょう。

応じたときの聴取の内容はどのようなものであったのか、暴露・反撃の材料にしていく必要があると思います。

Q 3

その場合、黙秘することはできますか。黙秘してもよいのですか。また、弁護士を呼ぶのは権利として認められていますか。

A 3

実際に逮捕されたときの対処の仕方としては、すべての人に対して、「弁護人選任権」「黙秘権」を日本国憲法37条3項と38条1項で保証しているのですから、「資格を有する弁護士」による弁護権と、主体的には黙秘権の行使が前提です。さらに、信頼できる捜査弁護こそ、最近では特に重要になっていると思います。

被疑者取り調べに対する黙秘権の行使と、「代用監獄」という名の拷問部屋を放置しておいて、密室・自白強要の取り調べこそ拒否する必要があるのです。

Q 4

参考人の立場において、「やっていいこと」と「やっていけないこと」はありますか。

A 4

特に「共謀罪」捜査においては、「共犯」が前提の「事件」以前の「参考人」になると思いますので、捜査協力の必要は一切無しです。

Q 5

「任意の事情聴取」から、突然強制捜査に移行する場合があります。そのような場合には、どのように対応したらよいのですか。

A5

「強制捜査」といっても、「物」に対する家宅捜索・身体捜索、「人」に対する逮捕、いずれにしても、裁判所の発布する令状で行うわけですから、当局のご意向に唯々諾々と従うのが「一般人」であるとするなら、「一般人」から豹変して、捜査の不当性に対して、闘いましょう。

Q6

一般の人には、弁護士には知り合いがいません。どのようにして探したらよいですか。

A6

救援連絡センターに連絡してください。

電話番号は、03-3591-1301
(ゴクイリ・イミオオイ)と覚えてください。

『「テロ等準備罪」にだまされるな!』著者:足立昌勝氏(関東学院大名誉教授、救援連絡センター代表)より

是非本書もお読みください。

<http://31shobo.com/2017/02/70010/>